

令和2（2020）年度 部局マネジメント方針

とりい よしひろ
危機管理監 鳥居 嘉弘



仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針

基礎自治体における危機管理の対応範囲は、自然災害や大規模な事故や事件等に加え、社会的・人為的な危機事象への対応を求められます。

令和2年は「新型コロナウイルス感染症」のパンデミック（＝世界的な流行）により、日本でも尊い命が奪われ、長期の療養生活・学校等の休業・経済活動の休止等々我々にとって大変な社会状況に陥っています。

お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、療養生活等を送られている皆様にお見舞い申し上げます。

さて、大阪府をはじめ近畿圏の「緊急事態宣言」が5月21日に解除され、続いて25日には全国的な解除と成りましたが、危機管理監として、「新型コロナウイルス感染症」の対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、今後、いつ起きるか分からない第2波・第3波に備え、さらなる危機管理対応能力向上の取組として、今まで以上に室員とのコンセンサスを図ることで「人財（or 材）の育成」に力を注ぎ、危機管理対応職員の重層化に取り組みます。

引き続き危機発生防止に努め、危機事象が発生時にも市として速やかな初動体制を取る事で、市民の生命、身体及び財産等への被害及び行政運営への支障を最小限に抑制することを基本姿勢として取り組んでまいります。

令和2年度における部局の取り組み方針としまして、重点課題に対して次のとおり取り組んでまいります。

まずは自然災害に関する取り組みです。

市民にとって大きな災いは、地震や風水害といった自然災害です。

そして今後も局地的集中豪雨の頻発や台風の大型化が進んでいきます。

さらに（近未来）数十年以内に南海トラフを震源とする巨大地震とそれに付随する内陸直下の地震の発生も懸念されます。

市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、「東大阪市地域防災計画」を策定するとともに、「東大阪市業務継続計画（BCP）」など防災関連計画等に

より、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策等、市民の生命、身体及び財産の保護に取り組んでいます。

国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、同法律に基づき、翌年 6 月「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興を資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくりを推進しています。

また、国土強靱化基本法において、地方公共団体も基本計画と調和する形で、大規模自然災害等に備え、地域の状況に応じた施策等を総合的に推進するための枠組みが整備されました。

このような状況の下、必ず発生する自然災害によって致命的な被害を負わないだけの「強さ」と被災後も地域活動や経済活動が可能な限り速やかに回復し成長を持続することができるだけの「しなやかさ」を併せ持った地域・社会づくりを進めるための「東大阪市国土強靱化地域計画」を令和 2 年 3 月に策定しました。この計画を基に、国・府の計画との調和を確保し、本市の脆弱性の分析・評価を全庁的に起動させることを目標として取り組みます。

次に、市民の安全に関する取り組みについてです。

市民の安全に関する取組としては、「東大阪市治安対策本部事務局」を所管しており、引き続き大阪府警察本部、布施・河内・枚岡の 3 警察署と顔の見える関係を持って連携していく事で、その時々市民に対して発生する脅威を軽減する取組に繋げてまいります。さらに庁内各部局とコンセンサスの形成を図り、各部が実施している安全安心の取組について、同対策本部でのご助言等をもとに事業効果の一層の向上に繋げてまいります。

そして、新型コロナウイルス発生に関する取り組みについてです。

今年度は、「新型コロナウイルス感染症」を巡る緊急事態宣言と休業要請の中で始まりました。冒頭でも申し上げましたが、いつ第 2 波が起きるか分からない状況下であり、既に隣国でも第 2 波が発生しています。この事も踏まえマスクや消毒液等々の備蓄をはじめ中長期的な対策を図る必要があります。本市で設置する「新型コロナウイルス危機管理対策本部会議」等でご決定いただき、市民の生命・生活を守るための準備に取り組めます。

今日動くことが明日への備えであります。市職員としての責務を果たします。

令和元年度の振り返り

昨年度は、「ラグビーワールドカップ 2019」の開催都市として、花園ラグビー場で 4 試合の公式戦が実施され、出場国の中からイタリア・ナミビア・アルゼンチン・トンガ・ジョージア・フィジー・アメリカの 7 カ国の選手による試合が展開され、世界各国から来訪者をお迎えしました。

危機管理室からも試合当日は警備のため3名を現場に派遣し、大阪府警察・消防局・大会運営本部等と連携し、不測の事態に備え市役所本庁舎危機管理センターでも即応体制を取っていました。大きな事故もなく無事、盛会裡に幕を閉じることができました。そして、何より日本チームがベスト8に入り決勝トーナメントに進出した事は日本中に勇気と感動をもたらしました。

一方では、「ラグビーワールドカップ2019」の試合にも影響を与えた自然災害、台風19号「令和元年東日本台風」です。新潟県、関東甲信地方、東北地方の多くの地点で、時間降水量が観測史上1位の値を更新するなど記録的な大雨となりました。この大雨の影響で、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水害が発生し、ライフラインの被害・航空機や鉄道の運休などの交通障害も発生しました。私自身も千曲川の堤防決壊現場等へ応援視察に行きましたが、想像を絶する状況であった事を鮮明に記憶しています。

東大阪市でも東に生駒山、南に大和川、北に淀川があり風水害の脅威にそなえ、万全の対策を行う必要性を強く感じた年でありました。